

3 構成資産の保全に向けた取組

1) 国文化財への指定・選定

世界遺産の登録に向けた条件の1つとして、国内法による構成資産の保護が挙げられる。資産の一部は、世界遺産登録に向けた活動開始以前の1994（平成6）年に国史跡佐渡金山遺跡として指定されていたが、資産の万全な保護措置を行うため、資産となる史跡や文化的景観の調査を進め、国文化財への指定・選定を行ったことで、完全性の向上が図られた。以下に、構成資産に関わる国文化財の指定・選定の経過について記す。

表 構成資産及び関連遺跡の国指定・選定一覧

| 指定年月日 | 指定・選定名称 | 内容 |
|----------------------|-------------------------------|--|
| 1994（平成6）年 3月31日 | 佐渡金山遺跡 | 「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書」を刊行。 |
| 1994（平成6）年 5月24日 | 佐渡金山遺跡 | 佐渡金山遺跡として、以下の7件が史跡に指定される。 (1) 道遊の割戸：江戸時代初期に採掘された大規模な露頭掘り跡。 (2) 宗太夫間歩：江戸時代初期に採掘された大型坑道の1つで、斜坑道の典型的な形態を残す。 (3) 南沢疎水道：江戸時代に開削された排水専用の坑道。 (4) 佐渡奉行所跡：江戸時代に佐渡一国の行政・司法と鉱山管理を担った管理施設跡で、敷地内に寄勝場とよばれる鉱山の工場群を併設。 (5) 大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔：江戸時代初期の佐渡代官に関係する石造物。 (6) 鐘楼：江戸時代に時鐘として使用された木造の鐘楼。 (7) 御料局佐渡支庁跡：明治時代に建設された鉱山の管理施設。現在、相川郷土博物館として使用。 |
| 2009（平成21）年 7月23日 | 佐渡金山遺跡 (吹上海岸石切場跡) | 吹上海岸石切場跡が史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。 |
| 2010（平成22）年 2月22日 | 佐渡金山遺跡 (南沢疎水道) | 南沢疎水道の一部が史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。(このほか大立地区・北沢地区などの近代遺跡を追加指定)。 |
| 2011（平成23）年 1月23日 | 佐渡金山遺跡 | 佐渡市が史跡佐渡金山遺跡の管理団体に指定される。 |
| 2011（平成23）年 2月7日 | 佐渡金山遺跡→佐渡 金銀山遺跡 (鶴子銀山跡) | 鶴子銀山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。また、同遺跡の追加指定により、史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」に変更する。 ・鶴子銀山跡：16世紀から20世紀の鉱脈鉱床の採掘遺構や集落跡・管理施設跡が残る鶴子銀山跡を追加指定。 |
| 2011（平成23）年 3月 | 佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観 | 西三川地区の重要文化的景観選定に向け、文化的景観保存計画を策定する。 |
| 2011（平成23）年 9月21日 | 佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観 | 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観が重要文化的景観に選定される。 ・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観：砂金採掘によって形成された独特な地形や閉山後に鉱業から農林業へ生業を転換し、鉱山技術を応用した農地開発などの土地利用の変遷を示す文化的景観が残る。 |
| 2012（平成24）年 1月24日 | 佐渡金銀山遺跡 (鶴子銀山跡) | 鶴子銀山跡の一部が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される (このほかに片辺・鹿野浦海岸石切場跡を追加指定)。 |
| 2012（平成24）年 3月 | 佐渡金銀山遺跡 | 史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画第I期を策定する。 |
| 2013（平成25）年 3月27日 | 佐渡金銀山遺跡 (上相川地区) | 上相川地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・上相川地区：江戸時代に形成された相川金銀山の鉱山集落跡。造成されたテラス群や道路跡、石垣・石積、寺社跡などが残る。 |
| 2014（平成26）年 10月6日 | 佐渡金銀山遺跡 (上寺町地区) | 上寺町地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・上寺町地区：江戸時代に形成された寺町の1つで、斜面を造成した平坦地群に寺跡や石造物などが残る。 |

| 指定年月日 | 指定・選定名称 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------------|---|
| 2015（平成27）年 3月10日 | 佐渡金銀山遺跡 （相川金銀山跡） | 相川金銀山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・相川金銀山跡：16世紀末から1989年までの長期間にわたって採掘が行われた佐渡を代表する鉱山遺跡。鉱脈鉱床の採掘遺構が残る。 |
| 2015（平成27）年 10月7日 | 佐渡金銀山遺跡 （西三川砂金山跡） | 西三川砂金山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・西三川砂金山跡：砂金堆積鉱床を採掘した「大流し」に関わる遺構や金子勘三郎家住宅、大山祇神社などが残る（このほか、近代遺跡の大間地区や戸地地区の追加指定含む）。 |
| 2015（平成27）年 3月 | 佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観 | 相川地区の重要文化的景観選定に向け、文化的景観保存計画を策定する。 |
| 2015（平成27）年 10月7日 | 佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観 | 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観が、重要文化的景観に選定される。 ・佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観：鉱山地区の生産機能、上町地区の居住・行政機能、下町地区の流通・行政機能が、金銀採掘の盛衰に伴い、動的な関係を構築しつつ展開してきた相川の歴史の変遷を示す文化的景観が残る。 |
| 2015（平成27）年 10月11日 | 佐渡金銀山遺跡 （西三川砂金山跡・大間地区・戸地地区） | 西三川砂金山跡・大間地区・戸地地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 |
| 2016（平成28）年 3月 | 佐渡金銀山遺跡 | 史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画書第Ⅱ期を策定する。 |
| 2020（令和2）年 3月 | 佐渡金銀山遺跡 | 史跡佐渡金銀山遺跡の整備基本計画書を策定する。 |
| | 佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観 | 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の文化的景観整備計画書を策定する。 |
| 2021（令和3）年 10月11日 | 佐渡金銀山遺跡 （西五十里道・鶴子道） | 西五十里道と鶴子道が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・西五十里道・鶴子道：鶴子銀山と相川金銀山をつなぐ峠道の1つ。道路遺構が残るほか、道路脇には江戸時代の石祠や塚跡などが残る。 |
| 2023（令和5）年 9月28日 | 佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観 | 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観に関わる砂金山導水路を含む範囲が追加選定される。 ・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観：西三川砂金山における大流しで使用された導水路跡（金山江・筑後江など）を重要な構成要素とし、選定範囲を拡大。 |

2) 緩衝地帯の設定・周辺環境の保全への取組

a) 緩衝地帯の設定

構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを防ぎ、資産の周辺環境との良好な景観の形成・維持を図るため、以下の点を考慮して資産の周囲に緩衝地帯を設定している。

- ・資産からの眺望を保全する観点で、資産から見える景観を含み、尾根や地形の転換点など自然地形を考慮して範囲を設定する。
- ・資産の価値の保護と周辺環境の保全を十分に可能とし、点在する要素の一体性を確保できる範囲。

各鉱山の緩衝地帯の詳細は、以下のとおりである

①西三川砂金山

緩衝地帯の範囲は、資産の周辺環境、資産への良好な眺望、資産の要素である史跡及び集落からの眺望を

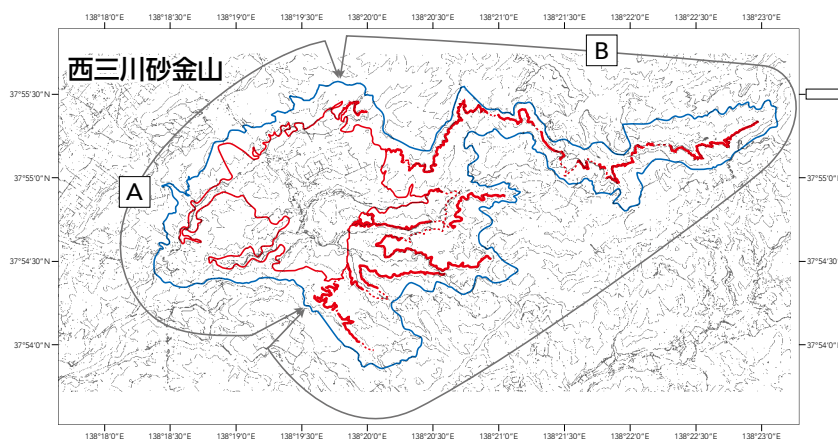


図 西三川砂金山 緩衝地帯設定図

保全するために必要な範囲及び西三川砂金山と一体となった山林・農村景観の維持向上を図る範囲を基本とする。

西部：集落地域の周囲に分布する砂金採掘跡に隣接し、これらの要素と一体となった山林・農地の環境及び景観を保全するため、集落地域内から眺望可能な山の稜線及び農地の視認が可能な西三川川と笹川川の合流点までを範囲とする。

東部：採掘・選鉱に係る砂金山跡と、そこに水を運ぶ導水路に隣接する範囲とする。これらの要素及び要素と連続して広がる山林・農地の自然環境や景観を保全するため、要素からの眺望と要素への眺望の保全に十分な範囲とする。

②相川鶴子金銀山

緩衝地帯の範囲は、資産を構成する史跡・施設・まちなみを保全するために必要な範囲及び相川鶴子金銀山と一体をなす山林・農地・まちなみ・海岸景観の維持向上を図る範囲を基本とする。

西部：資産と一体的に保全する必要があるまちなみ、資産の周辺環境の保全及び資産と連続して広がる海岸景観の保全のため、資産からの眺望が可能な範囲のうち、海岸線から沖合の深度 250 m を目安に、海底地形のラインに沿った範囲としている。海上の緩衝地帯設定については、将来的に洋上風力発電の設置により景観を阻害する要因を規制することを目的とする。

北部：採掘・選鉱に係る史跡や施設などを含む金銀鉱山地域が良好に残っていることから、資産及び資産と連続して広がる山林環境と景観保全のため、資産を含む斜面及び山の稜線、資産から容易に眺望可能な海岸段丘端までを範囲とする。

東部：鶴子银山には鉱山地域をはじめとする史跡が良好に遺存していることから、資産及び資産と連続して広がる山林、農地景観保全のため、資産及び広域林道国仲北線から容易に眺望可能な地形変換点までを範囲とする。

南部：「相川上町地区」から南部へと続く山林・農地・まちなみ、資産から南部への景観の環境保全のため、春日埼から眺望可能な相川市街地、及び佐渡奉行所跡から眺望可能な海岸段丘面までを範囲とする。

b) 周辺環境の保全への取組（緩衝地帯の保全）

緩衝地帯の保全にあたっては、文化財保護法、景観法、屋外広告物条例、森林法などの法律及びこれらの法律に基づいて定められた条例や関連諸計画を適用し、建築物又は工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採などの行為に対して規制を設けている。

景観法では、届出の対象となる行為を行う場合、着手の 30 日前までに届出することを定めている。景観法に基づき、佐渡市が制定した景観条例・景観計画では、世界文化遺産の資産及び緩衝地帯を「景観特別区域」として位置付け、一定規模を超える建築物・工作物の新築や増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為などに対し、届出の前に文化財保護部局と事前協議を行う制度を設けている。また、佐渡市は建築物・工作物の高さ・色彩・形態・意匠や、屋外広告物、木竹の伐採などについて景観形成基準を設定し、事業主体との事前協議の中で、届出行為が景観の保全に影響を及ぼさぬよう誘導している。

c) 佐渡市景観計画の策定

佐渡市では、景観法に基づき市の自然・歴史文化などの様々な資産を守り、育て、伝え、佐渡島の魅力を

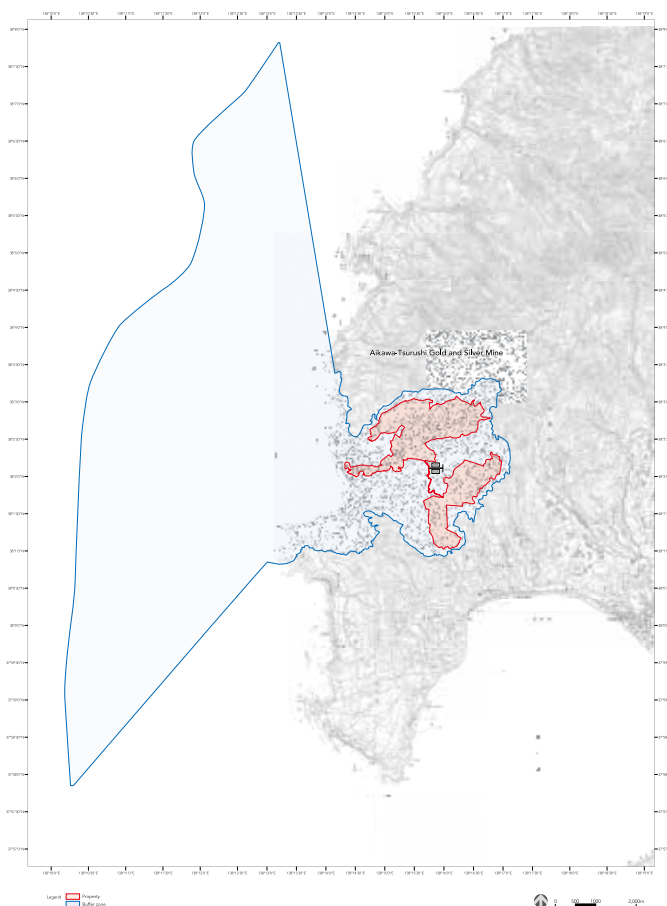


図 相川鶴子金銀山 緩衝地帯設定図

より高めながら市民が誇りを持って景観形成を推進することを目的として、2010（平成22）年1月に佐渡市全域を対象とした佐渡市景観計画を策定した。本計画は佐渡市全域を景観計画区域に指定し、地勢に合わせて6区域と特別区域に分類、それぞれの区域の実情に合わせて構造物の基準及び行為の制限・届出を義務付けたものであった。西三川川の中流域から下流域にかけての一角が特別区域とされた。2016（平成28）年8月には相川市街地や西三川砂金山の緩衝地帯予定地が特別区域として範囲拡大または新規追加され、2023（令和5）年6月には西三川地区の重要な文化的景観の選定に向けて、特別区域の内容変更を行った。

表 資産及び緩衝地帯内における法令・規制

| 法令・規制 | 規制範囲 | 許可/届出等 | 許可主体/届出先 | 規制の対象となる行為 | 罰則 | 資産への適用状況 | |
|--------|---------|--------|-----------------------|--|-----------|----------|---------|
| | | | | | | 西三川砂金山 | 相川鶴子金銀山 |
| 文化財保護法 | 史跡 | — | — | ・滅失、毀損又は衰亡 | 懲役、禁錮又は罰金 | ● | ● |
| | | 届出 | 国（文化庁） | ・滅失、毀損又は衰亡 | — | | |
| | 許可 | 国（文化庁） | ・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為 | 罰金、過料 | | | |
| | 重要文化的景観 | 届出 | 国（文化庁） | ・滅失、毀損又は衰亡 ・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為 ・不適切な管理 | 過料 | ● | ● |
| 景観法 | 佐渡市景観条例 | 景観特別区域 | 届出 佐渡市 | ・一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築・改築 ・外観の修繕などや色彩の変更 ・木竹植栽又は伐採 ・屋外における物の集積 ・土地の形質の変更 ・水面の埋め立て又は干拓 ・自動販売機の設置 | 懲役又は罰金、過料 | ● | ● |
| 屋外広告物法 | 広佐渡市条例 | 禁止区域 | 許可 佐渡市 | ・広告物の表示 ・広告物を掲出する物件の設置 | 罰金 | ● | ● |
| 森林法 | 保安林 | 許可 | 国（農林水産省） | ・立木の伐採 ・土地の形質の変更 | 懲役又は罰金 | ○ | ○ |
| | | 許可届出 | 新潟県 | ・1haを超える開発行為（林地開発許可） ・地域森林計画区域での立木の伐採 | 懲役又は罰金 | ○ | ○ |

凡例
●は基本的な法令・規則など
○は増補的な法令・規則など

また、2024（令和6）年のイコ

モス勧告において「構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合に拡張させること」が提示された。同地の緩衝地帯は、開発行為等を考慮して推薦時に沖合1kmとして境界を設定していたが、イコモス勧告を踏まえつつ、資産の保護と緩衝地帯の保全に万全を期すため、同年7月12日に市の景観計画を改定し、構成資産西端に位置し、構成要素となっている佐渡奉行所跡より、南北の視界が稜線で切れるラインと洋上風力発電施設を設置可能性を考慮した水深250mの地形ラインを結ぶ範囲に沖合の緩衝地帯を拡張している。

世界遺産登録後、資産の価値に影響を及ぼす事業に対し、遺産影響評価（HIA）を実施する。遺産影響評価は、構成資産及び緩衝地帯で計画された事業を対象として、新潟県及び佐渡市が設置する新潟県世界遺産会議が取りまとめを行う。

遺産影響評価の実施プロセスとしては、対象となる事業の主体者が資産の価値などへの影響を特定し、評価をしたうえで、新潟県世界遺産会議がその事業を評価し、資産の価値への影響が許容範囲を超え可能性がある事業について、文化庁や専門家の指導・助言を得ながら、資産などへの影響の緩和や事業の中止を含めた協議・調整を行うこととしている。

d) 景観誘導の事例

佐渡市では、良好な景観保全を図るため人々の生活のために必要な公共工事については、事業主体者との事前協議や佐渡市専門家会議での検討に加え、住民への説明会等で理解を得るなどして、景観を阻害しないような工法に変更している。これまでの取組に関わる具体例は以下のとおりである。

- ①相川金銀山の緩衝地帯内となる相川の海岸線における高潮対策事業について、景観への配慮から消波ブロック設置から離岸堤設置へ変更した。
- ②相川金銀山の緩衝地帯範囲内となる場所での砂防ダム（土石流対策事業）の建設位置について、景観への配慮から目立たない場所へ位置を変更した。
- ③西三川地区の資産・緩衝地帯となる場所での県道・市道の拡幅工事について、道路法線や道路構造物を景観に配慮したものに变更した。
- ④西三川地区の資産・緩衝地帯となる場所での農業用パイプライン事業について、河川部分に設置を予定していたパイプラインを地下埋設に変更した。

また、緩衝地帯内の歴史的に重要な個人住宅については、文化財保護法で保護を図ると共に、計画段階から専門家の指導・助言を得ながら、景観に配慮した修理へと誘導し、国・県・市から補助金を交付している。その他の個人住宅についても景観形成基準に基づいた修理・修景に誘導することとし、築50年以上の歴史的建造物に対して市単独の補助制度に基づき補助金を交付している。